

山梨大学教育学部附属教育実践総合センター利用基準

制定 平成28年5月11日

(目的)

第1条 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）の利用を円滑にするため、この基準を定める。

(利用委員会の区分)

第2条 センターは、施設・設備の利用に関する委員会をおく。委員会の組織及び運営は別に定める。

(利用の優先順位)

第3条 利用の優先順位は原則として、次のとおりとする。なお、同一順位内において申請が重複した場合は、原則として申し込み順とする。

- (1) センター規程第4条に関わる利用
- (2) センター専任教員・客員教授又は客員准教授の担当授業に関わる利用
- (3) センター専任教員以外の教員の担当授業に関わる利用
- (4) その他の利用

(利用形態)

第4条 前条第3号及び第4号における利用の形態は、原則として、次のとおりとする。なお、定期利用とは、半期（前期・後期）又は1年間について一定の曜日・時限の継続的な利用を、不定期利用とは定期利用以外の利用をいう。

- (1) 授業研究演習室は定期、不定期の利用とする。
- (2) 機器等は不定期のみの利用とする。

(申請受付)

第5条 申請の受付は、特段の事情がない限り、原則として利用予定日から起算して30日前から10日前とする。なお、定期利用の場合、半期単位で申請するものとする。

(利用申請書、許可書)

第6条 利用申請書、利用許可書の様式は別紙のとおりとする。

(学外者の利用)

第7条 本学以外の者の利用に関しては、国立大学法人山梨大学不動産使用要項に従うものとする。

(雑則)

第8条 この基準の改正は、センター運営委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター利用基準（平成27年6月10日制定）は、廃止する。